

事務連絡  
令和8年4月1日

各都道府県 熱中症予防対策担当部局 御中

内閣府孤独・孤立対策推進室  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（普及・防災教育・NPOボランティア発・連携担当）  
こども家庭庁成育局安全対策課  
消防庁救急企画室  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室  
スポーツ庁健康スポーツ課  
厚生労働省健康・生活衛生局健康課  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課  
農林水産省農産局農産政策部  
技術普及課生産資材対策室  
経済産業省大臣官房総務課  
危機管理・災害対策室  
国土交通省総合政策局環境政策課  
観光庁旅行業務適正化指導室  
気象庁大気海洋部業務課  
環境省大臣官房環境保健部企画課  
熱中症対策室  
環境省地球環境局総務課  
気候変動科学・適応室

令和8年度における熱中症対策について  
(周知及び依頼)

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、また、今後、地球温暖化が進行すれば、我が国において熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）が令和5年4月に改正され、令和6年4月に全面施行されました（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号））。

【参考1】参照)。

気象庁の暖候期予報(令和8年2月24日発表)によると、令和8年(2026年)の夏は全国的に気温が高いと予想されております。このような中、政府においては、「熱中症対策実行計画」(令和5年5月閣議決定)【参考2】に基づき、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用を行うとともに、令和8年度「熱中症予防強化キャンペーン」として、政府一体で各種の普及啓発等を実施します。

各都道府県におかれましては、下記の内容を踏まえ、熱中症対策の推進に努めていただくとともに、本事務連絡を貴管内の全ての市町村(特別区を含む。)に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、同趣旨の協力依頼について、関連団体・関連民間事業者宛てに「令和8年度における熱中症対策について(協力依頼)」(令和8年4月1日付け事務連絡。別紙参照。)を发出していることを申し添えます。

## 記

### **1. 熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)及び熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)について**

改正気候変動適応法に基づく「熱中症警戒情報」(通称:熱中症警戒アラート)及び「熱中症特別警戒情報」(通称:熱中症特別警戒アラート)の令和8年度の運用については、令和8年4月22日(水)から10月21日(水)までの期間で運用を行います。

また、本日付けで気候変動適応法施行規則を改正し、「熱中症特別警戒情報」の発表判断に際し参照しない情報提供地点を設けることとしました(具体的な地点については、気候変動適応法施行規則【参考3】を御参照ください。)。なお、各地方公共団体における熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に係る対応については、従前どおりであり、変更はありませんので、念のため申し添えます。

### **2. 地方公共団体における熱中症対策の実施について**

熱中症対策は、熱中症予防行動についての住民への呼びかけや、極端な高温状況の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけが極めて重要であることから、地方公共団体をはじめ地域の関係主体の取組・関与が不可欠であり、熱中症対策実行計画において、地方公共団体の基本的役割を定めています(熱中症対策実行計画第1章3(2)「地方公共団体の基本的役割」参照。【参考2】)。各都道府県におかれましては、地域の実情に即した熱中症対策を一層推進していただけますよう、よろしく申し上げます。

加えて、熱中症対策に係る分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場等多岐にわたることから、地方公共団体の関係部局及び地域の関係主体等が連携して対策を進めていくことが重要です。「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(令和6年2月28日環保安発第2402282号

環境省大臣官房環境保健部長通知。【参考1】)においても記載しているとおり、地方公共団体において、各地域の実情に即した熱中症対策を強化するために、当該地方公共団体の関係部局のみならず、あらゆる関係主体がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対応の連携等を図るべく取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、独立行政法人環境再生保全機構は、地域における熱中症対策の推進に向け、様々な支援を行っており、地方公共団体等からの熱中症対策に関する御相談をメールにて受け付けています。必要に応じて御活用ください【参考4】。

### **3. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について**

気候変動の影響により、今後、極端な高温状況が発生する可能性があります。このような極端な高温状況が発生する際には、地域の実情に応じて、冷房設備が整っている場所をあらかじめ確保し、熱中症特別警戒情報発表時にこれを活用することが、熱中症対策として有効であると考えられます。このように、住民等が暑さをしのげる場所として、改正気候変動適応法第21条第1項に基づき、市町村長は、その市町村内の施設を指定することができるかとされています。この指定を受けた施設を「指定暑熱避難施設」（通称：クーリングシェルター）といいます。

環境省が確認したところ、令和7年10月末時点で、全国の7割以上の市町村で合計2万3千以上の施設がクーリングシェルターに指定されています。

今後起きうる極端な高温状況の発生に備え、各都道府県におかれましては、地域の実情に照らし、クーリングシェルターの指定が進むよう、管内の市町村に対する呼びかけをお願いします。

### **4. 熱中症予防強化キャンペーンについて**

政府では、熱中症対策実行計画に基づき、「熱中症予防強化キャンペーン」を毎年度4月から9月までの期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施しています。

令和8年度も、関係府省庁連携の下、効果的な普及啓発を展開することとしており、具体的な内容は、【参考5】【参考6】のとおりです。

各都道府県におかれましては、本キャンペーンを踏まえた各種対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、市町村等、管内の熱中症予防に関係のある様々な主体等へ、本案内について御周知くださいますよう併せてお願いします。

**【参考 1】 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和 6 年 2 月 28 日環保安発第 2402282 号環境省大臣官房環境保健部長通知）**

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc\\_ccaa/20240228\\_doc01.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20240228_doc01.pdf)

**【参考 2】 「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月閣議決定）**

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma\\_doc/20230530/ap\\_main.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf)

**【参考 3】 気候変動適応法施行規則（令和 8 年環境省令第〇号）**

[https://www.wbgt.env.go.jp/doc\\_ccaa/〇〇.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/doc_ccaa/〇〇.pdf)

**【参考 4】 独立行政法人環境再生保全機構の連絡先**

<https://www.erca.go.jp/heatstroke/>

独立行政法人環境再生保全機構 熱中症対策部

TEL 044-520-9556 e-mail [heat★erca.go.jp](mailto:heat★erca.go.jp)（★を@に置き換えてください。）

【参考5】令和8年度熱中症予防強化キャンペーン

# 今夏の熱中症予防強化キャンペーン

## 令和7年4～9月の実施予定表

事務連絡や通知などの文書を発出する取り組みを含むものについては、(文)のマークを付けています。

- ◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国民全体	熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣府、子ども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】					
	熱中症警戒アラートの運用【環境省・気象庁】・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】					
	熱中症対策の周知・依頼・注意喚起【関係府省庁】 (文)			盛夏時期の熱中症予防行動の呼びかけ【関係府省庁】 (文)		
	大型ビジョン、ラジオ、Web動画等による熱中症予防行動の呼びかけ【環境省】					
	広報誌を活用した予防啓発【消防庁】		熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】			
	エアコンの早期試運転の呼びかけ【業界団体等の事業者等】	エアコンの早期点検・使い方の普及啓発【経済産業省・環境省・事業者等】	"節電にも配慮したエアコンの適切な使用"の普及啓発【経済産業省・環境省】			
	熱中症による死傷労働災害件数の公表【厚生労働省】			国民運動「デコ活」を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】		
				各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】		
				打ち水をはじめとした「水の週間」関連行事の実施の呼びかけ【国土交通省】		
	天候等踏まえ適宜実施：災害時の熱中症対策の呼びかけ・注意喚起【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】					
高齢者子ども関係団体等	熱中症予防の普及啓発・注意喚起【厚生労働省・環境省】 (文)					
	高齢者向けのコンテンツをラジオ等を活用し発信【環境省】					
	高齢者福祉等の関係団体への見守り、声かけ依頼【内閣府、厚生労働省、環境省】					
	熱中症対策・体制強化の依頼(都道府県、各関連団体・関連民間事業者)【関係府省庁】 (文)					
地方公共団体等	都道府県等に熱中症予防の普及啓発・注意喚起【子ども家庭庁・厚生労働省・環境省】 (文)					
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象にした研修の実施【環境省】					
	都道府県等向け熱中症特別警戒アラートの伝達訓練【環境省】		熱中症の予防啓発を呼びかけ【消防庁】 (文)			
学校・スポーツの管理者等	教育委員会等に熱中症事故の防止等について通知【文部科学省】 (文)	啓発動画の周知【スポーツ庁】	地方公共団体の担当者が集まる会議や競技団体の役職員等が集まる会議において注意喚起【スポーツ庁】			
	熱中症事故防止について事務連絡【スポーツ庁】 (文)		担当者会議における注意喚起、熱中症事故防止に関する研修等の実施要請【文部科学省】		事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起【文部科学省、スポーツ庁】	
労働者・農業従事者	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン準備期間【厚生労働省】					
	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】					
	MAFFアプリやSNS等を活用した情報発信【農林水産省】					
熱中症予防等の啓発資料の作成【農林水産省】		熱中症対策研修実施強化期間(都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進)【農林水産省】				
熱中症対策ステッカーの作成・送付【農林水産省】		熱中症予防等に関するオンライン研修【農林水産省】				
その他	訪日外国人のための救急車利用ガイド【消防庁】					
	多言語翻訳リーフレット等による熱中症の普及啓発【環境省】					

## 【参考6】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○環境省熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_pr.php#manual](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual)

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/enzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/nechu.html)

- ・熱中症等対策テキスト／テキスト
- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット
- ・熱中症対策ポスター／ポスター

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

○みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho>

別紙

事務連絡  
令和8年4月1日

各関連団体・関連民間事業者 御中

内閣府孤独・孤立対策推進室  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（普及啓発・連携担当）  
こども家庭庁成育局安全対策課  
消防庁救急企画室  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室  
スポーツ庁健康スポーツ課  
厚生労働省健康・生活衛生局健康課  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課  
農林水産省農産局農産政策部  
技術普及課生産資材対策室  
経済産業省大臣官房総務課  
危機管理・災害対策室  
国土交通省総合政策局環境政策課  
観光庁旅行業務適正化指導室  
気象庁大気海洋部業務課  
環境省大臣官房環境保健部企画課  
熱中症対策室  
環境省地球環境局総務課  
気候変動科学・適応室

令和8年度における熱中症対策について（協力依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、また、今後、地球温暖化が進行すれば、我が国における熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）が令和5年4月に改正され、令和6年4月に全面施行されました（気候変動適応

法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）。

【参考1】参照）。

気象庁の暖候期予報（令和8年2月24日発表）によると、令和8年（2026年）の夏は全国的に気温が高いと予想されております。このような中、政府においては、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月閣議決定）【参考2】に基づき、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用を行うとともに、令和8年度「熱中症予防強化キャンペーン」として、政府一体で各種の普及啓発等を実施します。

各関連団体・関連民間事業者におかれましては、下記の内容について御理解いただき、熱中症対策の強化に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、同趣旨の協力依頼について、各都道府県 熱中症予防対策担当部局宛てに「令和8年度における熱中症対策について（周知及び依頼）」（令和8年4月1日付け事務連絡。別紙参照。）を発出していることを申し添えます。

## 記

### **1. 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について**

改正気候変動適応法に基づく「熱中症警戒情報」（通称：熱中症警戒アラート）及び「熱中症特別警戒情報」（通称：熱中症特別警戒アラート）の令和8年度の運用については、令和8年4月22日（水）から10月21日（水）までの期間で運用を行います。

各アラートの発表時には、暑さ指数（WBGT）の確認、身近な人の見守り・声かけ、適切なエアコンの使用、こまめな水分・塩分補給などの熱中症予防行動をとることが重要です。また、特に、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある熱中症特別警戒アラートの発表時には、対象地域の皆様に熱中症予防行動の徹底を呼びかけ、学校や会社、イベント等の管理者には、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合には、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更や、リモートワークの実施等の判断をお願いする予定です。

各団体、各事業者の皆様におかれましては、これらの趣旨・目的に御理解をいただき、熱中症対策の推進に御協力をお願いします。

### **2. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について**

気候変動の影響により、今後、極端な高温状況が発生する可能性があります。このような極端な高温状況が発生する際には、地域の実情に応じて、冷房設備が整っている場所をあらかじめ確保し、熱中症特別警戒情報発表時にこれを活用することが、熱中症対策として有効であると考えられます。このように、住民等が暑さをしのげる場所として、改正気候変動適応法第21条第1項に基づき、市町村長（特別区の区長を含む。以下 同じ。）は、その市町

村内の施設を指定することができるかとされています。この指定を受けた施設を「指定暑熱避難施設」（通称：クーリングシェルター）といいます。

クーリングシェルターについては、民間事業者が所有する施設においても、市町村長とクーリングシェルターの指定に係る協定を締結することにより、指定を受けていただくことが可能です。

環境省が確認したところ、令和7年10月末時点で、全国の7割以上の市町村で合計2万3千以上の施設がクーリングシェルターに指定されています。

今後起きうる極端な高温状況の発生に備え、地域の実情に照らし、クーリングシェルターの指定に関する市区町村との情報共有や連携等の御検討をお願いいたします。

### **3. 熱中症予防強化キャンペーンについて**

政府では、熱中症対策実行計画に基づき、「熱中症予防強化キャンペーン」を毎年度4月～9月までの期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施しています。

令和8年度も、関係府省庁連携の下、効果的な普及啓発を展開することとしており、具体的な内容は、【参考3】【参考4】のとおりです。

各団体、各事業者におかれましては、行政機関が行う普及啓発等への協力のほか、自らの活動に際して熱中症予防行動の呼びかけ等を実施していただきますようお願いいたします。その際には、関係府省庁にて作成したリーフレットも御活用ください【参考4】。

## 【参考1】改正気候変動適応法の概要

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc\\_ccaa/20230512\\_000189197.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20230512_000189197.pdf)

## 【参考2】熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma\\_doc/20230530/ap\\_main.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf)

### ○熱中症対策実行計画抜粋(事業者関係部分(主要部分に限る。))

#### 第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

##### 3. 関係者の基本的役割

###### (3) 事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

#### 第2章 熱中症対策の具体的な施策

(略)

熱中症対策の推進や強化に当たっては、このような熱中症による救急搬送人員や死亡者の年齢や状況等に関する調査結果、個人の体質や暑熱順化等に応じた暑さへの耐性等を踏まえ、効果的な施策を策定し実施することが重要である。また、今後起こり得る極端な高温に備え、個人や周囲の人々が、暑熱による影響の受けやすさを認識し対策を講じる等、日頃から熱中症に対する備えを進めることが非常に重要である。具体的には、日頃から国、地方公共団体、事業者等の関係者で連携し、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、熱中症警戒情報を活用し、「自助」や周囲の人々や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促す。また、高齢者やこども等の熱中症弱者(以下単に「熱中症弱者」という。)のための対策を進め、学校等の管理者がいる場における対策、地方公共団体や地域における対策を講じるとともに、産業界との連携や調査研究等、基盤の整備を行う。

#### 5. 産業界との連携

熱中症の予防において、エアコンを適切に使用することや水分や塩分を摂取することは非常に重要であり、熱中症予防に役立つ様々な機器や飲料類等が開発されている。国は、産業界と対話を深め連携し、商品開発や普及啓発について協力を求めている。

##### 【具体的な施策】

- 熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。〈関係府省庁〉
- シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業にも積極的な広報活動を依頼する。〈経済産業省、環境省〉
- 職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。〈厚生労働省、環境省〉
- 民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。〈環境省〉

### 【参考3】令和8年度熱中症予防強化キャンペーン

今夏の熱中症予防強化キャンペーン 令和7年4～9月の実施予定表						
訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国民全体	熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】					
	熱中症警戒アラートの運用【環境省・気象庁】・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】					
	熱中症対策の周知・依頼・注意喚起【関係府省庁】 (文)			盛夏時期の熱中症予防行動の呼びかけ【関係府省庁】 (文)		
	大型ビジョン、ラジオ、Web動画等による熱中症予防行動の呼びかけ【環境省】					
	広報誌を活用した予防啓発【消防庁】		熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】			
	エアコンの 早期試運転の 呼びかけ 【業界団体等の 事業者等】	エアコンの早期 点検・使い方の 普及啓発 【経済産業・環境 省・事業者等】	“節電にも配慮したエアコンの適切な使用”の普及啓発【経済産業省・環境省】			
	熱中症による 死傷労働災害件数 の公表 【厚生労働省】		国民運動「デコ活」を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】			
				各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】		
			打ち水をはじめとした「水の週間」関連行事の 実施の呼びかけ【国土交通省】			
	天候等踏まえ適宜実施：災害時の熱中症対策の呼びかけ・注意喚起【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】					
高齢者 子ども 関係団体 等	熱中症予防の普及啓発・注意喚起【厚生労働省・環境省】 (文)					
	高齢者向けのコンテンツをラジオ等を活用し発信【環境省】					
	高齢者福祉等の関係団体への見守り、声かけ依頼【内閣府、厚生労働省、環境省】					
	熱中症対策・体制強化の依頼(都道府県、各関連団体・関連民間事業者)【関係府省庁】 (文)					
地方公共 団体等	都道府県等に熱中症予防の普及啓発・注意喚起【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】 (文)					
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象にした研修の実施【環境省】					
	都道府県等向け 熱中症特別警戒アラートの伝達訓練【環境省】		熱中症の予防啓発を呼びかけ【消防庁】 (文)			
学校・ スポーツ の管理者 等	教育委員会等に 熱中症事故の防 止等について 通知【文部科学省】 (文)	啓発動画の周知 【スポーツ庁】	地方公共団体の担当者が集まる会議や競技団体の役員 等が集まる会議において注意喚起【スポーツ庁】			
	熱中症事故防止につ いて事務連絡 【スポーツ庁】 (文)		担当者会議における注意喚起、 熱中症事故防止に関する研修等の実施要請 【文部科学省】		事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起 【文部科学省、スポーツ庁】	
労働者 ・ 農業 従事者	STOP!熱中症 クールワークキャ ンペーン準備期間 【厚生労働省】		STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】			
			MAFFアプリやSNS等を活用した情報発信【農林水産省】			
	熱中症予防等の 啓発資料の作成 【農林水産省】		熱中症対策研修実施強化期間 (都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進) 【農林水産省】			
	熱中症対策ステッカーの 作成・送付 【農林水産省】		熱中症予防等に関す るオンライン研修【農 林水産省】			
その他	訪日外国人のための救急車 利用ガイド【消防庁】					
	多言語翻訳リーフレット等による熱中症の普及啓発【環境省】					

事務連絡や通知などの文書を発出する  
取り組みを含むものについては、(文)の  
マークを付けています。

- ◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

## 【参考4】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○環境省熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_pr.php#manual](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual)

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○スポーツ活動における熱中症事故の防止について（スポーツ庁）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/jsa\\_00051.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00051.html)

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html)

- ・熱中症等対策テキスト／テキスト
- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット
- ・熱中症対策ポスター／ポスター・熱中症対策ポスター／ポスター

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

○みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho>